墨田区のお知らせ

NO.2071

2023年(令和5年)5月21日

# のみだ

2023年 5/21 (令和5年)

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・区功労者表彰、春の叙勲・ 褒章等
- 3・4面・・・講座・教室・催し





◀▼市民後見人の活動の

発行:墨田区(広報広聴担当)☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

https://www.city.sumida.lg.jp/

あなたの大切な権利や財産を守る

# 成年後見制度

「成年後見制度」は、認知症や知的・精神障害等で契約手続や預貯金の管 理などが難しい方の権利や財産を保護し、生活を支える制度です。家庭裁 判所から選任を受けた後見人等が、金銭管理や契約締結等を代わりに行い、 その人らしい生活を送れるようお手伝いします。

今後高齢化が進み、ますます身近になる本制度についてご紹介します。

「問合せ]厚生課厚生係☎5608-6150

#### 日常生活で、こんなお悩みありませんか?

#### 例えば…

### 後見人が選任されれば…



父親が認知症になり、 在宅福祉サービスや施 設入所の契約内容が理 解できない。



判断能力が不十分な父親に代わり、後 見人が福祉サービスや施設 入所契約の内容を理解し、 契約の代理等を行えます。

認知症の母親は、訪問販 売などで不当に高価な物 を繰り返し買ってしまう。



後見人が判断して、本人 に不利益な契約を取り消



### 成年後見制度には、2つの制度があります

■法定後見制度 (すでに判断能力が十分でない方を支援する)

本人の判断能力に合わせて、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれます。

#### 類型 対象となる人の判断能力 支援する人の名称や支援できること 判断能力がほとんどありません 成年後見人が支援 後見 重度の認知症などで日常 財産管理や生活・療養看護に関す 的な買物も自分ではできま る契約等を せん。 ▶代わりに行う ▶取り消す

判断能力がかなり衰えています

日常的な買物はできるが、お釣り がわからなくなったり、物忘れが多 くなってきたりして、日常生活にも 支障が出てきています。

#### 保佐人が支援

財産に関わる重要な手続・契約等を

- ▶一緒に決める
- ▶代わりに行う
- ▶取り消す



#### 援助が必要な場合もあります

本人は少し認知症か なと感じています。難 しい契約を1人でする のは不安な様子です。



#### 補助人が支援

- 一部の限られた手続・契約等を
- ▶一緒に決める
- ▶代わりに行う
- ▶取り消す

#### **■任意後見制度** (将来の判断能力の低下に備え、事前に準備しておく)

#### 対象となる人の判断能力

#### 支援する人の名称や支援できること

#### 元気で契約締結能力がある人が対象です。判断能力低下後、任意後見受任者が支援

現在は問題なく日常 生活を過ごせるけど、 将来の財産管理や生活 が不安。あらかじめ後 見人や支援してほしい ことを決めておきたい。



将来に備えて、元気なうちに後見を 任せたい人と内容を自分で決めておき、 公証役場で公正証書による契約を行い ます。将来、判断能力が低下したときに は、公正証書による契約で定めた内容 を基に支援します。

### あなたの力を必要とする人がいます √ 市民後見人尼なりませんか? //

市民後見人とは、地域の身近な立場から成年後見活動を 行う地域住民の事です。「市民後見人養成研修」で必要な知 識や心構え等を身に付け、財産管理や契約締結などを手伝 います。8月22日(火)から開催する「市民後見人養成研修」 に先立ち、説明会を実施します。市民後見人に興味のある 方は、ぜひ、ご参加ください。なお、養成研修の受講には、

説明会への参加が必要です。 [とき]6月8日(木)午前10 時~正午[ところ]区役所会 議室131(13階)[対象]区内 在住在勤でおおむね69歳以 下の方[費用]無料[申込み] 事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ \*受け 付けは6月7日午後5時まで \*養成研修の詳細は、説明会 受講者に通知



## √成年後見制度の事ならご相談ください! // するだ高祉サービス権利擁護センター

高齢者や障害者をはじめとする区民の皆さんが、住み 慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、 相談を受け付けています。詳細は墨田区社会福 祉協議会のホームページをご覧ください。

[ところ]東向島2-17-14・すみだボランティアセン ター内[相談日時]月曜日~金曜日の午前9時~午後5時 \*祝日・年末年始を除く[問合せ]すみだ福祉サービス 権利擁護センター☎5655-2940 · FAX3612-2944



◀すみだ福祉 利擁護セン

「SDGs は、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12) 年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめ ざす目標をアイコンでお知らせします。



すべての人に 健康と福祉を



パートナーシップで 目標を達成しよう